# 茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、茨城県木造住宅耐震診断士(以下「耐震診断士」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定等)

- 第2条 耐震診断士は、(1)及び(2)に該当する者又は(3)に該当する者で、第8条の講習を前1年以内に修了したもの、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」を前5年以内に修了したもののうちから知事が認定する。
  - (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条第2項に規定する一級建築士で資格取得後5年以上経過した者、又は同条第3項に規定する二級建築士若しくは第4項に規定する木造建築士で資格取得後10年以上経過した者
  - (2) 同法第23条の規定により茨城県において登録を受けた建築士事務所に勤務する者
  - (3) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認めた事項に該当する者
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。
  - (1) 建築士免許(建築士法第5条第2項)の写し
  - (2) 建築士事務所登録申請書副本(建築士法施行規則第19条)の写し
  - (3) 一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」を受講した場合にあっては、当該講習会の講習修了証明書の写し
  - (4) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3.0 センチメートル 横2.4 セ ンチメートルのカラー写真。)

(認定証等の交付)

- 第3条 知事は、前条第1項の規定により耐震診断士として認定したときは、その者を茨城県木造住宅耐震診断士認定者名簿(様式第2号。以下「認定者名簿」)に登録するとともに、その申請者に茨城県木造住宅耐震診断士認定証(様式第3号。以下「認定証」という。)を交付するものとする。
- 2 知事は、前条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請者が耐震診断士として適格でないと認めたときは、認定をしないことができる。この場合においては、知事は、様式第4号により当該申請者にその旨を通知しなければならない。

(申請事項の変更)

- 第4条 耐震診断士は、第2条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに、茨城県木造住宅耐震診断士認定申請事項変更届(様式第5号)により知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、認定者名簿の修正を行うものとする。

#### (認定証の更新)

- 第5条 認定証の有効期間は、認定した日から5年後の年度末とし、認定証の更新を受けようとする場合には、有効期間の満了日の前1年以内に第8条の講習を受講しなければならない。
- 2 認定証の有効期間内に、市町村が実施する木造住宅耐震診断士派遣等業務(以下「派遣等業務」という。)を行ったもの、又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者講習」を受講したものについては、前項の講習を受講したものとみなす。
- 3 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の30日前までに認定更新申請書(様式第6号)に認定証及び第2条第2項の書類(前項の規定により、市町村が実施する派遣等業務を行い、講習を受講したものとみなされた者は、第2条第2項(3)の講習修了証明書に代えて一般診断法による診断表の総合評価(診断結果)等の写しを添付)を添えて知事に申請するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による申請があったときは、認定者名簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に認定証を交付するものとする。

### (認定証の再交付)

- 第6条 耐震診断士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、茨城県木造住宅耐震診断士認定証再交付申請書(様式第7号)により知事に認定証の再交付を申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた耐震診断士は、紛失した認定証を発見したときは、 速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

### (認定の取消し等)

- 第7条 知事は、耐震診断士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の認定の 取消し、又は認定の停止を行うことができる。
  - (1) 建築士法第9条の規定に基づく免許の取消しを受けた者
  - (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
  - (3) 昭和45年建設省告示第1825号第4号に基づく資格を喪失した者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、知事が耐震診断士として適切でないと認めた者
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は、その者の耐震診断士としての登録を抹消するとともに、その者から認定証を返納させるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

# (講習会)

- 第8条 知事は、耐震診断士として必要な知識を修得させることを目的として、次の各号に掲げるもののうち必要と認める内容についての講習会を実施するものとする。
  - (1) 総論
  - (2) 一般診断法
  - (3) 精密診断法と補強方法
  - (4) 例題演習

## (実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月12日から施行する。